

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

訓 令 甲

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	一
○道路の区域変更(二件) (道路課)	一
○道路の供用開始 (同)	二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	二
○公有水面埋立ての免許 (港湾課)	二
○公有水面埋立ての承認 (同)	三
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件) (道路課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課)	一〇
公安委員会	
○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施	二二
収用委員会	
○国道四十五号平井田事件審理の開始についての公示による通知	二三

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十六号
附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令
附属機関の役職に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県国民健康保険審査会の項中「保健福祉部長」を「保健福祉部次長(保健福祉部長が指名するものに限る。)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年九月十日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百四十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 気仙沼唐桑線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
気仙沼市田谷六番四地先から 同市本町二丁目五八番三地先まで		前 A	後 B	八・五 二二・〇	一八・〇 六一・五	四一六・〇	四一六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前 A	後 B	九・七 二二・〇	一八・〇 二二・〇	四一六・〇	四一六・〇	
		前 A	後 B	一八・〇 二二・〇	一八・〇 二二・〇	四一六・〇	四一六・〇	

○宮城県告示第八百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 名取村田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
		六・四 一八・八	六・一 一五・五		四八六・〇 四八六・〇

○宮城県告示第八百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	名取村田線	名取市高館川上字中薬師五三番一地从先から同市高館川上字中薬師一三番一地从先まで	平成二十七年九月八日

○宮城県告示第八百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗駒桜田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号とを結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱十二号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十二号とを結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱二十三号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱二十三号と二十七号とを結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱二十八号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱二十八号と三十五号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

栗原市栗駒桜田 蛇檀 七十四番八 一号から三号まで

七十四番十七 四号及び五号

七十四番十六 六号から八号まで

七十四番十三 九号及び十号

七十四番四 十一号

七十四番二十 十二号

七十四番二十一 十三号及び十四号

七十四番三十一 十五号

七十四番六十三 十六号

七十四番三十八 十七号

七十四番三十二 十八号

七十四番三十三 十九号

七十四番三十 二十号

七十四番十九 二十一号

七十四番六十七 二十二号

七十四番三十七 二十三号及び二十四号

七十四番三十六 二十五号から二十七号まで

七十四番四十四 二十八号から三十号まで

七十四番四十六 三十一号及び三十二号

十八番 三十三号

古戸 百六十五番一 三十四号

蛇檀 七十四番三十六 三十五号

○宮城県告示第八百四十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて

次のとおり免許した。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十七年八月十日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県塩竈市貞山通一丁目六二番一五及び六七番二一並びに六七番二二、四五番一三、六七番二五及び六七番二六に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成二十六年春分の満潮位(D・L・プラス一・六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分一一・〇一秒、東経一四一度〇四分二八・〇四秒)

①の地点 基点から二六〇度三九分二四秒二、五九四・三〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三四度一二分二四秒一八・二五メートルの地点

③の地点 ②の地点から九四度四四分二四秒二八・一四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八四度四四分二四秒一七・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から九四度四四分二四秒一六・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から四度四四分二四秒一七・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九四度四四分二四秒四五・九九メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六八度四四分二四秒六・八五メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から九四度四五分二秒七・七八メートルの地点

(三) 面積

七、三〇二・一七平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県塩竈市貞山通一丁目六二番一五、六六番二、六六番四、四六番二、六七番二一、四五番一、四五番一三、四五番一四、四五番二二、六七番二五、六七番二六及び六九番並びに六七番二一、四五番一三、六七番二五及び六七番二六に接する無番地の地内

六二番一五、六七番二一及び六九番並びに六七番二一、四五番一三、六七番二五及び六七番二六に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉞の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分一一・〇一秒、東経一四一度〇四分二八・〇四秒)

㉞の地点 基点から二六〇度三一分一六秒二、六七三・六〇メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から〇度〇〇分〇〇秒一一九・六三メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から二四度一八分五一秒七九・七一メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から九四度四四分二四秒三四二・八〇メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から一八四度四四分二四秒二二七・〇〇メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から二四八度三一分二四秒一九〇・二八メートルの地点

(三) 面積

九一、三三九・四一平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

○宮城県告示第八百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおり承認した。

平成二十七年九月八日

一 承認年月日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十七年八月十日

二 承認を受けた者の名称

国土交通省東北地方整備局

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県塩竈市貞山通一丁目六二番一五及び六七番二一並びに六七番二一、四五番一三、六七番二五及び六七番二六に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線及び⑫の地点と①の地点を結ぶ平成二十六年春分の満潮位(D・L・プラス一・六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分一一・〇一秒、東経一四一度〇四分二八・〇四秒)

- ①の地点 基点から二六〇度三三分一九秒二、六〇二・八三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三四度一二分二四秒二八・九九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九四度四四分二四秒二一〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から四度四四分二四秒〇・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から九四度四四分二四秒三三・一四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二四八度四五分一二秒六・八五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二七四度四四分二四秒四五・九九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一八四度四四分二四秒一七・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二七四度四四分二四秒一六〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から四度四四分二四秒一七・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二七四度四四分二四秒二八・一四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二四度一二分二七秒一八・二五メートルの地点

(三) 面積

三、四五五・二〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県塩竈市貞山通一丁目六二番一五、六六番二、六六番四、四六番二、六七番二一、四五番一、四五番二三、四五番一四、四五番二二、六七番二五、六七番二六及び六九番並びに六七番二一、四五番一三、六七番二五及び六七番二六に接する無番地の地内
六二番一五、六七番二一及び六九番並びに六七番二一、四五番一三、六七番二五及び六七番二六に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分一一・〇一秒、東経一四一度〇四分二八・〇四秒)

- ⑦の地点 基点から二六〇度三一分一六秒二、六七三・六〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から〇度〇〇分〇〇秒一一九・六三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二四度一八分五一秒七九・七一メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から九四度四四分二四秒三四二・八〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一八四度四四分二四秒二二七・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二四八度三一分二四秒一九〇・二八メートルの地点

(三) 面積

九一、三三九・四一平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

公 告

○県管河南4期地区土地改良事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画の一部を変更するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。
平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 千九百五十四トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所

管内分) (単価契約) 百二十五トン

(三) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分) (単価契約) 百五十四キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三一三三五)へ平成二十七年九月二十五日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八三一〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班(担当 星 裕馬 電話〇二二一九七一四一一二)

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年九月二十八日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年九月二十五日(金)まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十七年十月九日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十七年十月二十二日(木) 午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十七年十月三十日(金)とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前10時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前10時10分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(三) 一の1の(三)の購入物品 午前10時20分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百八分

の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2016.

3 Place of Delivery : Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 22, 2015, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yuna Hoshi, Accounting Group, Sendai civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2, saiwaicho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi, 983-0836

Japan. Tel.: 022-297-4112

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分)(単価契約) 六百十三トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分)(単価契約) 三百六十三トン

(三) 凍結防止剤(液状塩化カルシウム、八トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分)(単価契約) 四キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 納入期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで
- 4 納入場所 宮城県東部土木事務所管内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一-二二一-三三三五)へ平成二十七年九月二十五日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八六一〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目一番一号

宮城県東部土木事務所経理班(担当 木村 沙綺子・我妻 詩織 電話〇二二五-一九四-八六九〇)

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年九月二十八日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年九月二十五日(金)まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十七年十月九日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開

札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十七年十月二十二日(木) 午後五時まで
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までには到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。
(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十七年十月二十九日(木)とし、開札の時刻及び場所は(一)の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午後一時三十分 宮城県東部土木事務所一階大会議室
 - (二) 一の1の(二)の購入物品 午後一時四十分 宮城県東部土木事務所一階大会議室
 - (三) 一の1の(三)の購入物品 午後一時五十分 宮城県東部土木事務所一階大会議室
- 四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者
2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要
8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2016.

3 Place of Delivery : Within Eastern civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 22, 2015, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Sakiko Kimura, Shiori Wazatsuna, Accounting Group, Eastern Civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 2-1-1 Higashinakasato, Ishinomaki, Miyagi, 986-0812 Japan. Tel: 0225-94-8690

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 千四百二十九トン

(二) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 五十三キログラム

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一三三三五）へ平成二十七年九月二十五日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号
宮城県北部土木事務所経理班（担当 佐々木 裕恭 電話〇二二九一九一〇七六七）

2 入札書の作成
入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限
平成二十七年九月二十八日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年九月二十五日（金）まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十七年十月九日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十七年十月二十二日（木）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十七年十月二十九日(木)とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大崎合同庁舎五階五〇四会議室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時十分 宮城県大崎合同庁舎五階五〇四会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2016.

3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 22, 2015, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Hiroyasu Sasaki, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, furukawa, Osaka, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種一号) 百九十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十七年十月八日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十七年十一月 二百キロリットル 平成二十八年二月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年九月十五日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 鈴木 秀一 電話〇二二―二二―一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十七年九月二十四日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年九月二十四日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年九月二十九日午前九時から平成二十七年十月二日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十七年十月二日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十七年十月五日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

<p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする 無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>10 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 190 Kiloiters</p> <p>2 Deadline for Delivery : October 8, 2015</p> <p>3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline for Bid : October 2, 2015, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Shuichi Suzuki, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第119号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。</p>	
<p>平成27年9月8日</p> <p>宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正</p> <p>1 講習実施期日 平成27年10月20日（火）から同月23日（金）までの4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人程度</p> <p>4 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取） なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成27年9月16日（水）から同月25日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（9月16日から同月24日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>5 受講手続 (1) 申込み受付期間 平成27年9月28日（月）から10月2日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで） (2) 申込書の提出先 事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習の委託先</p>	

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

その他
講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第八号

国道四十五号平井田事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十七年九月八日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十七年八月二十六日付け宮収第二十七号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

佐野 和恵 住所・常居所不明 ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前一〇番地一 メゾン阿部藤三〇二号」